

あまがさき 市議会だより

Vol.154

令和7年(2025年)7月1日

発行:尼崎市議会

編集:尼崎市議会だより編集委員会

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

☎06-6489-6112(議事課) ☎06-6489-6105

Eメール ama-gikaldayori@city.amagasaki.hyogo.jp

市議会の情報はホームページで
ご覧いただけます。

尼崎市議会

検索



6月15日に行われた市議会議員選挙の開票の様子
(午後9時20分開票開始・翌16日午前2時30分確定)

第26回定例会

住環境整備条例の一部改正を可決

第26回定例会は、5月13日から22日までの10日間の日程で開催しました。今期定例会では、市長から専決処分報告2件、条例案8件、補正予算案1件、その他の案件4件の提出があり、計15件を審議しました。主な可決議案は以下のとおりです。(採決結果は8面に掲載)

- 市税条例の一部改正
- 空家空地等対策の推進に関する条例
- 市立休日夜間急病診療所に係る指定管理者の指定

目次

■市議会のしくみ	2
■市議会Q & A	3
■市議会の活動を知るには	4
■議会の機能強化及び改革に係る取り組み ..	5
■行政視察の受け入れ実績のご紹介	6
■議員資産公開の概要	7
■議会の動き	7
■採決結果一覧表	8
■委員会活動報告	8
■編集後記	8
■今後の議会の日程	8

市議会のしくみ

このたび、市議会議員選挙が行われ、6月27日から4年間の新しい市民の代表による新議会がスタートしました。

そこで、尼崎市議会について、市民の皆さんにより理解を深めていただくため、市議会の仕組みや議会改革の取り組みなどについて紹介します。

また、よくある質問について、Q & A方式でまとめました。

市議会とは

尼崎市を住みよいまちにするためには、市民の皆さん自らが参加して意見を述べあつて、実行していくことが望ましいのですが、現実には皆さんが一堂に会することは困難です。そこで、市民の中から選ばれた代表者によって話し合いがなされます。

この代表者が市議会議員です。議員の数は条例で定められ、尼崎市では、現在42人となっています。

市議会とは、議員が集まり、市民生活に密接に関わりのある市の予算や条例などを細部にわたり審議して決めているところです。

市議会は、議員の話し合いによって市の意思を決める機関で、市長は、市議会が決めたことを実際に進めていきます。このことから市議会を議決機関、市長を執行機関とも言います。市議会と市長は、それぞれ独立した立場で互いに車の両輪のように、市政の発展のために活動しています。

議決

市政を進めていく上で重要

な案件については、市議会の意思の決定が必要です。これを「議決」と言います。市議会が議決する主なものは次のとおりです。

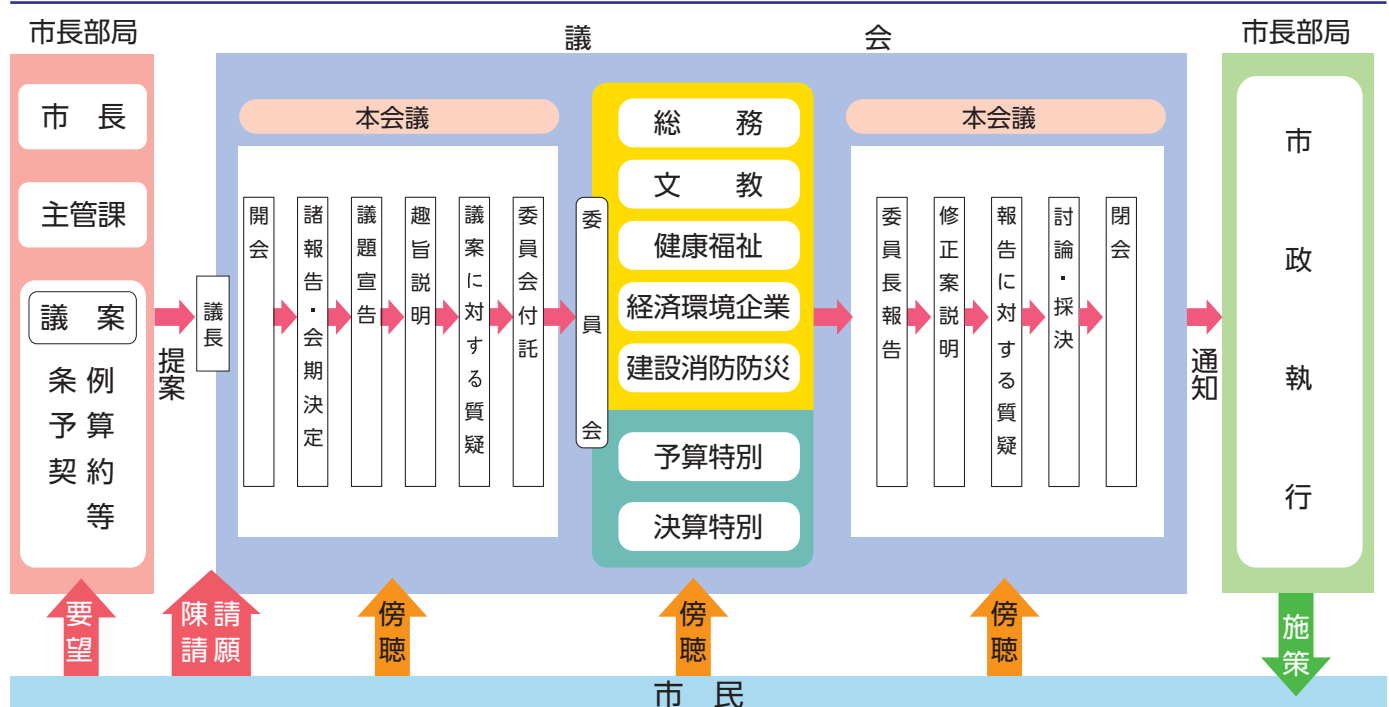
- ① 条例を定めたり、改正したりすること。
- ② 予算を定め、決算を認めること。
- ③ 市の税金、分担金、使用料などを決めること。
- ④ 市の財産を交換したり、譲り渡したり、貸したりすること。
- ⑤ 副市長、教育委員、監査委員などの選任に同意すること。
- ⑥ その他、法律や政令、条例により市議会の権限とされていること。

市政のチェック

市政が正しく運営されているかどうか市の仕事を調査し、問題点などを指摘することも市議会の大切な仕事です。監査委員に監査を求めて、実情を調べてもらうこともできます。

本会議や委員会が執行機関に対し、質問や質疑することにより市政をチェックします。

議案審議の基本的な流れ



市議会

Q & A

Q 市民と市議会の関係は？

A 満18歳以上の日本国民で引き続き3カ月以上本市に住所のある方は、議員を選挙で選ぶ権利、いわゆる選挙権が与えられ、投票することができます。

また、満25歳以上で、市議会議員の選挙権のある人なら市議会議員選挙に立候補することができます。また、市民等は市政に関することなどについて意見、要望があれば市議会に対して請願や陳情を提出することができます。

Q 市議会は何をしているの？

A 市議会の主な仕事は、市の法律ともいえる条例を制定、改正、廃止したり、予算や一定額以上の契約、財産の取得、処分などの決定をすることです。このため、市議会を議決機関と呼びます。市政が適正に実施されているか、市の事務の検査や調査をしたり、監査委員に監査を求めたりすることもできます。また、市民の皆さんの生活に関わるものについて、国や兵庫県に対し

て、意見書の提出や要望活動を行い、解決を求めています。

Q 定例会と臨時会の違いは？

A 議会は原則として市長が招集しますが、定例会は、定期的に招集される議会のことです。尼崎市では年4回（おおむね2月、6月、9月、12月）であり、このほかに、必要な時に招集される臨時会があります。また、議員定数の4分の1以上の議員からの請求があった場合等には、市長は臨時会を招集しなければなりません。

Q 本会議と委員会の違いは？

A 本会議は議員全員で構成される会議であり、議員から市長に対して市政全般についての質問が行われたりします。また、市議会に提出された議案などについての最終的な意思決定は、本会議において行われます。

委員会は、議会の内部組織として設置されるもので、本議会には議会運営委員会、常任委員会、特別委員会が設置されています。各委員会では本会議での審議を効率的に行うために、議案などについての審査や調査を行っています。

Q 会議の決まりはどんなもの？

A 議案などを審議する上で、民主的に能率的な運営をしていくために、さまざまな決まりがあります。ここでは基本的な4つの原則を紹介します。

①定足数の原則
会議を開き、表決する際に必要とされる出席議員のことです。通常は、議員定数の半数以上となっています。委員会も原則は同じです。

②過半数議決の原則
議会で意思決定するには、特別な場合を除き、出席している議員の半数を超える賛成が必要です。可否同数の場合は議長が決定します。

③会期不継続の原則
議会が法的に活動できる期間は、会議の最初に決められます。これを会期といいます。

会期中に議決に至らなかった議案等は、会期の終了とともに消滅し、次の会期に継続して審議は行いません。ただし、特定の議案等については議会で議決することにより、担当の委員会で閉会中に継続して審査することができます。

決定した事件については、原則としてその同じ会期中に再び審議の対象とすることはできません。

Q 議長とは？

A 議長は、議員の中から選挙によって選ばれます。議長は、議会を代表し、議会の円滑な運営や議場の秩序維持に努めます。また、議会事務局職員の指揮監督をします。

Q 会派とは？

A 市議会において意見が分かれる場合、最終的には多数決によって決められます。そこで、所属政党が同じ議員や同じような考え方の議員がグループを作り活動すれば、自分たちの考えをより効果的に市政に反映することができそうです。こういったグループを会派と呼んでいます。

Q どんな委員会があるの？

A 本市議会には、議会運営委員会、5つの常任委員会、また、予算や決算などの審議を行うための特別委員会が設置されています。

【常任委員会】

総務委員会
文教委員会
健康福祉委員会

経済環境企業委員会
建設消防防災委員会
【特別委員会】
予算特別委員会
決算特別委員会など

Q 市議会事務局は何をするの？

A 市議会の活動を補佐し、事務を処理するために設置されています。

事務局は、正副議長の秘書、議員報酬・議会予算等に関する事務、議事堂の管理、本会議・委員会の運営補助、請願・陳情の受付、本会議・委員会の記録の作成、議会活動のための調査、議会図書室の管理等を行っています。



第26回定例会本会議の様子

市議会の活動を知るには

市議会の活動を知るには次のような方法があります。

市議会の傍聴

本会議のほか、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会など、議会の各種会議は原則公開となっております。傍聴することが出来ます。

【本会議の傍聴】

本会議の開催中はいつでも傍聴できます。本会議開催日に、市議会議事堂の受付で住所、氏名を記入してください。（定員 106人）

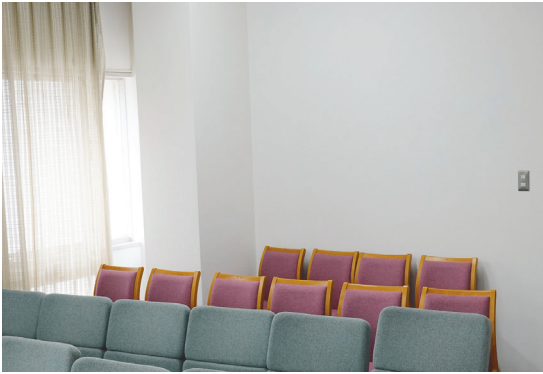


本会議場の傍聴席

【常任委員会の傍聴】

委員会開催日の開会時間の

委員会室の傍聴席



そのほかの会議の傍聴も常任委員会に準じた取り扱いとなっています。

市議会ホームページ

市議会では、議会を身近に感じていただくために、市議会のホームページを開設し、市民の皆さんに市議会の最新情報をお伝えします。

主な掲載項目は、市議会の仕組み、議員名簿、定例会・臨時会のお知らせ、議案等の採決結果、議決した意見書・決議、請願・陳情の手続き方法と審査結果などです。



市議会ホームページ

そのほか、市議会の仕組みなどを子供たちに知ってもらうことを主な目的とし、中学校の社会の授業などで学習の参考資料として活用できる「市議会ガイドブック」、市立高校の吹奏学部員の演奏などによる「議場コンサート」の映像を掲載しています。

市議会ガイドブック



さらに、市議会がどんなところなのか、何をしているのかをより知っていただくための子供向けのページ「市議会ってなあに?」、議会棟を案内する「市議会施設案内」、他都市の市議会等が本市への行政視察項目を検討する際の参考となるよう、本市の特色のある取り組みや事業等を紹介する案内パンフレットも掲載しています。



尼崎市行政視察のご案内パンフレット

会議録及び議会報

定例会・臨時会の本会議の審議経過と結果を掲載してい

る会議録および常任委員会・特別委員会・議会運営委員会などの審査経過と結果を掲載している議会報は、市議会ホームページ、議会図書室、市政情報センター、中央図書館、北図書館等で閲覧できます。

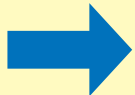
議会報



会議録



こちらのQRコードを読み取ることで尼崎市議会会議録検索システムをご覧いただけます。



議会の機能強化及び改革に係る 取り組み

議会の機能強化及び改革に係る検討事項については、各会派からの申し入れ事項を、議会運営委員会で検討するもの（時期の目安を定めて検討する項目）、議会改革検討委員会で検討するもの（中長期的に調査・検討する項目）および議長の下で検討するものの3つに分類し、検討・協議を行ってきました。協議の結果、実施することが決定した主な議会改革の取り組み項目を紹介します。



議会改革の取り組み項目一覧

実施及び施行時期	項 目	結 論
令和5年8月	議場内でのスマートフォン使用の在り方	会議中における携帯電話やタブレットなどの情報通信機器の使用に関して、議員、傍聴人、報道関係者それぞれの取り扱いを定めた。また、傍聴する際のルールを絵で分かりやすく記載した「傍聴される方へのお願い」を配付することとした。
令和5年4月	タブレット端末によるペーパーレス化の検証・改善	WEB会議の利用や催事の案内等の電子化、紙でも残る資料等、タブレットの運用方法を見直した。
令和5年2月	議員が疾病・自己都合等により長期欠席した場合の報酬等の取り扱い	議員が連続する3回以上の定例会の会期の間および当該連続する定例会の間に開かれた議会の会議の全てに欠席した場合、その欠席した回数の区分に応じ、定める割合を乗じて得た額の議員報酬を支給することとした。
令和4年9月	議員が逮捕・勾留された場合の欠席に係る報酬等の取り扱い	議員が逮捕・勾留され市議会の会議等を欠席した場合、欠席した日の属する月の翌月から、同日後において会議等に出席した日の属する翌月まで議員報酬の支給を一時停止し、有罪が確定した際はその一時停止した報酬については不支給とすることとした。
令和4年5月	市議会ホームページ等における住所・電話番号の外部への公表	プライバシー保護の観点から、住所については、町名までの公表（ただし、希望する場合は全て公表することができる。）とし、電話番号については、会派の電話番号を公表することを可とするが、その際は、番号の後ろに（会派）と記載することとした。

—行政視察の受け入れ実績のご紹介—

本市議会では、閉会中を中心に各自治体の議会の行政視察を受け入れております。全国各地の皆さまに本市の特色ある事業の視察にお越しいただいております。

ここでは、令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)の各年度における主な受け入れ実績をご紹介します。

令和4年度(2022年度) 受け入れ総数41件

子どもの育ち支援センター「いくしあ」について

沖縄県浦添市 福祉委員会
山形県山形市 厚生委員会
福島県郡山市 文教福祉常任委員会
茨城県守谷市 保健福祉常任委員会



←事業の詳細はこちら



歴史博物館について

佐賀県唐津市 総務教育委員会
香川県丸亀市 総務委員会



←事業の詳細はこちら



あまっ子ステップ・アップ調査事業について

長崎県大村市 厚生文教委員会
佐賀県小城市 文教厚生常任委員会
福岡県京都郡苅田町 厚生文教常任委員会



←事業の詳細はこちら

令和5年度(2023年度) 受け入れ総数82件

電子地域通貨「あま咲きコイン」について

静岡県三島市 経済建設委員会
群馬県太田市 都市産業委員会
東京都荒川区 総務企画委員会
高知県四万十市 総務常任委員会



←事業の詳細はこちら



脱炭素社会の実現に向けた取り組みについて

石川県金沢市 経済環境常任委員会
大阪府岸和田市 総務常任委員会
千葉県木更津市 建設経済常任委員会
東京都八王子市 都市環境委員会
千葉県松戸市 総務財務常任委員会
茨城県水戸市 総務環境委員会



←事業の詳細はこちら



令和6年度(2024年度) 受け入れ総数37件

ゼロカーボンベースボールパークについて

青森県青森市 民生環境常任委員会
埼玉県所沢市 総務経済常任委員会
東京都足立区 産業環境委員会



←事業の詳細はこちら



鉄道駅周辺の特色あるまちづくりの推進について

愛知県知多市 建設経済委員会
東京都武蔵野市 建設委員会



←事業の詳細はこちら



うけとめ・つなげる相談支援(重層的支援)の推進について

埼玉県川口市 保健医療・子ども家庭支援等福祉対策特別委員会
東京都文京区 厚生委員会



←事業の詳細はこちら

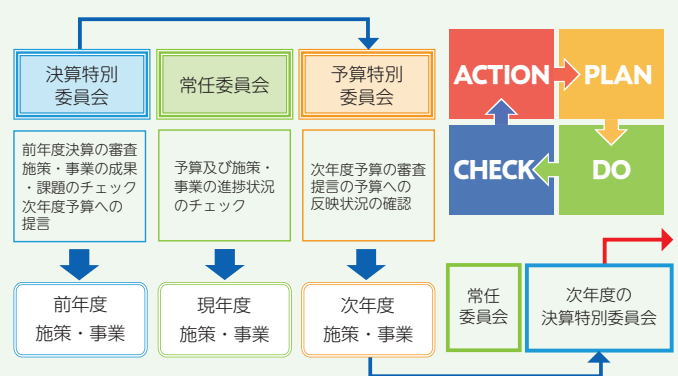
本市議会の議会運営についても視察に来られています。

予算および決算の審査方法等について

〈令和4年度(2022年度)〉
兵庫県芦屋市 議会運営委員会
千葉県柏市 議会運営委員会(オンライン)
〈令和5年度(2023年度)〉
三重県鈴鹿市 議会運営委員会
大分県佐伯市 議会改革推進委員会
〈令和6年度(2024年度)〉
熊本県合志市 予算決算常任委員会
愛知県半田市 議会運営委員会



←審査方法の詳細はこちら



○資産等報告書・資産等補充報告書

- ・資産等報告書は、新たに資産等報告書を提出する議員で、令和6年（2024年）12月31日現在に、議員が有する土地、建物等の資産等の報告
- ・資産等補充報告書は、既に資産等報告書を提出した議員で、提出後議員が新たに有することとなった資産等であって、令和6年（2024年）12月31日現在において有するものの報告

項 目	資産等報告書	資産等補充報告書
預 貯 金 等	(提出者なし)	1人
有 価 証 券		1人
自 動 車 等		1人

備考：上記のほか、土地、建物等についても記載項目となっているが、提出者全員に記載がなかったため、記載していない。

○所得等報告書

令和6年（2024年）中の議員の給与所得等の各種所得等の報告

項 目	人 数	最 大 ～ 最 小
不 動 産 所 得	1人	17万9781円
配 当 所 得	1人	5986円
給 与 所 得	34人	1663万1600円～ 877万8540円
雑 所 得	6人	83万892円～6万3996円
株式等の事業・譲渡・雑所得	1人	7万6552円

備考：上記のほか、利子所得等についても記載項目となっているが、提出者全員に記載がなかったため、記載していない。

○関連会社等報告書

令和7年（2025年）4月1日現在に、議員が報酬を得て会社等の役員、顧問その他の職に就いている場合の報告

項 目	人 数
民間会社の役員等	9人
本市の外郭団体の役員等(議会選出)	3人
上記両方に該当する者	2人

議会の動き

(4月1日から5月31日まで)

【4月】

7日▽議会運営委員会

17日▽議会だより編集委員会

【5月】

2日▽議会運営委員会

13日▽議会運営委員会

▽本会議

15日▽総務委員会

▽文教委員会

16日▽建設消防防災委員会

19日▽健康福祉委員会

▽経済環境企業委員協議会

21日▽議会運営委員会

22日▽議会運営委員会

▽本会議

▽議会だより編集委員会

議員の資産概要とまる

議員政治倫理条例に基づき、議員から議長に提出された資産などに関する報告書の概要がまとまりましたのでお知らせします。また、提出された報告書は、議会図書室で閲覧することができます。

本市議会には、議員政治倫理条例に基づいた議員の資産公開制度があります。これは、議員自らが前年末日時点の土地や有価証券等の資産や所得、関連会社などから得た報酬に関する報告書などを4月30日までに議長に提出するもので、この報告書を提出するかどうかについては、それぞれの議員の判断に委ねられています。今年34人の議員から報告書が提出されました。

なお、令和7年6月27日からの任期に係る議員の資産公開については、12月1日号において公表予定です。

閲覧の手続きは

この自主公開型の制度に基づき提出のあった報告書は、市民に公開しており、申請手続きにより議会図書室で閲覧することができます。詳しくは議会事務局総務課（☎6489-6103）まで、お問い合わせください。

(提出議員)

- 蛭子 秀一、川崎 敏美、迫田 敬一、眞田 泰秀、佐野 剛志、須田 和、高谷 浩司、田中 淳司、田中 俊幸、辻 信行、津田加寿男、都築 徳昭、寺井 大地、東浦小夜子、土岐 良二、中尾 健一、長崎 くみ、中村 敦子、波多 正文、林 久博、開 康生、福島さと、藤野 勝利、前迫 直美、眞崎 一子、松岡 洋司、松澤 千鶴、眞鍋 修司、丸岡 鉄也、宮城 亜幅、安浪 順一、山本 直弘、鷲田 真緒、綿瀬 和人

(34人)

採決結果一覧表（第26回定例会）

区 分	結果	公 明 党	日本維新の会	ク 市 民 グ リ ー ン プ ン	蒼 風 会	議 日 本 共 産 党	青 雲 の 会	未 み ど り 来 の	無 所 属 (西田議員)	無 所 属 (池田議員)	付託委員会
		(12)	(6)	(5)	(5)	(4)	(2)	(2)	(1)	(1)	
報告	報告第1号 専決処分（職員の給与制度を改正するための関係条例の整備に関する条例の一部改正）	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	総 務
	// 第2号 専決処分（訴えの提起（国家賠償請求控訴事件））	//	○	○	○	○	○	○	×	○	//
条例	議案第57号 市税条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	総 務
	// 第58号 市立小学校、市立中学校及び市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部改正	//	○	○	○	○	○	○	○	○	文 教
	// 第59号 福祉医療費の助成に関する条例の一部改正	//	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉
	// 第60号 子ども・子育て審議会条例の一部改正	//	○	○	○	○	○	○	○	○	//
	// 第61号 住環境整備条例の一部改正	//	○	○	○	○	○	○	○	○	建設消防防災
	// 第62号 空家空地等対策の推進に関する条例	//	○	○	○	○	○	○	○	○	//
	// 第63号 特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正	//	○	○	○	○	○	○	○	○	//
	// 第64号 市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正	//	○	○	○	○	○	○	○	○	//
予算	議案第56号 後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉
その他の案件	議案第65号 物件の買入れ（市立小中学校の児童生徒用端末）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	文 教
	// 第66号 指定管理者の指定（市立休日夜間急病診療所）	//	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉
	// 第67号 訴えの提起（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）	//	○	○	○	○	○	○	○	○	建設消防防災
	// 第68号 工事請負契約（東消防署新築工事）	//	○	○	○	○	○	○	○	○	//

※会派名の下の（ ）は会派ごとの所属議員数です。ただし、採決に加わらない議長（蒼風会）及び欠席議員（公明党1人）を含みます。

委員会活動報告

議会運営委員会

議事運営（議会日程、議案の付託先、採決の方法など）、資産等報告書等の概要の公表などについて協議。

常任委員会

総務委員会・協議会

専決処分報告2件、条例案1件を審査、協議事項1件を協議。

国家賠償請求控訴事件の訴えの提起に係る専決処分では、一審判決の納付済額の年5分の割合による金員の支払いの起算日とその金額、都市計画法上の用途区分と固定資産税上の用途区分の関連性などについて質疑がありました。

文教委員会・協議会

条例案1件、その他の案件1件を審査、協議事項1件を協議。

市立小中学校の児童生徒用端末に係る物件の買入れでは、共同調達のポロポーザルにおいて市が出した意見の反映状況などについて質疑がありました。

健康福祉委員会・協議会

条例案2件、補正予算案1件、その他の案件1件を審査、協議事項1件を協議。

市立休日夜間急病診療所に係る指定管理者の指定では、

指定期間が4年5か月になった理由、要望事項の問い合わせ先、職員の配置体制などについて質疑がありました。

経済環境企業委員協議会

建設消防防災委員会

協議事項1件を協議。
条例案4件、その他の案件2件を審査。

住環境整備条例の一部改正では、保育所と中高層建築物等の事業者との紛争に市が関わった件数、条例の提案に至るまでに出た意見の反映状況などについて質疑がありました。

空家空地等対策の推進に関する条例では、危険な空き地に対する市の対応方法、空き家対策を始めてからの空き家の減少数などについて質疑がありました。

その他の委員会

議会改革検討委員会

検討事項「通年議会の導入」については、協議をこの程度にとどめることと全会一致で決しました。

検討事項「議会モニター・サポーター制度の導入」については、協議をこの程度にとどめることと全会一致で決しました。

今後の議会の日程

今後の議会の日程については
議事課までお問い合わせください

市議会の審議の様子は、市議会
ホームページでご覧になれます。



6月15日に尼崎市議会議員選挙が行われ、新たな任期がスタートしています。有権者の皆さまに託された4年間には、さまざまな出来事が起きることと思います。

この議会だよりは、議会の活動状況の適切な広報を通じて、より開かれた議会を実現することを目的としています。

投票は白紙委任状ではありませんから、各議員がどのようなテーマの質問等を行い、議案等にどう対応したのか等を知っていただくための手段の一つに、議会だよりをご活用頂き、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

（J・T）

編集後記